

3.創業時の手続き等

〈個人事業の概要と手続き〉

個人事業の場合、手続きが簡単で費用をあまりかけずに開業できる利点があります。法人 でなければ事業に参画できないなどの制約がなければ、個人事業で開業するのも選択肢の一つです。

1 税務署への届出

創業にあたって必要となる届出書や申請書は次の4つです。

- ①事業を始める際の届出 「個人事業の開廃業等届出書」
- ②青色申告を希望する場合の届出 「所得税の青色申告承認申請書」
- ③従業員を雇用する際の届出 「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」
- ④家族に給与を支払う場合の届出 「青色事業専従者給与に関する届出書」

※創業時の届出は税務署への届出が必要ですが、通常は市への届出は不要です。

2 屋号

個人事業でも屋号を使うことができます。銀行口座、名刺、看板など屋号で表記することが可能です。



〈法人設立手続き〉

法人設立には登記と各種届出が必要になります。手間と時間がかかるため、司法書士などの専門家に依頼するケースがほとんどですが、費用負担を抑えるために自ら進める場合は各機関へ足を運びましょう。

1 発起人会

発起人とは会社の出資者のことで、設立後、株主となる人です。発起人が集まって、出資金、事業目的、設立時取締役、代表取締役、本店所在地、商号、決算期などを決めます。

2 会社印章作成

会社名、所在地が決まったら、会社の印章を作ります。設立時に必要なのは代表社印とゴム印です。

※代表者印は1～3cmと大きさも決められているので注意しましょう。

3 定款作成

定款は会社の憲法のようなものです。法務局にある定款の見本を参考に作成しましょう。

4 定款認証

公証人役場で定款の認証をしてもらいます。認証には手数料と収入印紙が必要ですが、電子定款の場合、収入印紙は不要です。

5 資本金振込み

発起人の代表口座に出資金の振込をします。登記の際、通帳の写しを法務局に提出する必要があります。

6 会社登記

会社の登記日はいわば会社の誕生日にあたりますので日取りを気にする人もいでしょう。申請には必要書類のほか、登録免許税がかかります。

■各機関の連絡先(各種届出)

定款認証

帯広公証人合同役場 Tel0155-22-6789
帯広市西6条南6丁目6-3ソネビル本館3階

会社登記

釧路地方法務局帯広支局 Tel0155-24-5823
帯広市東5条南9丁目1-1

国税 (法人設立届 他)

帯広税務署 Tel0155-24-2161
帯広市西5条南8丁目 帯広第2地方合同庁舎

法人道民税、事業税 (法人設立届)

十勝総合振興局地域政策部課税課
Tel0155-27-8505
帯広市東3条南3丁目

法人市民税 (法人設立届)

帯広市政策推進部税務室市民税課
Tel0155-65-4119
帯広市西5条南7丁目1

労災保険 (労働保険保険関係成立届 他)

帯広労働基準監督署 Tel0155-97-1243
帯広市西6条南7丁目3-1 帯広地方合同庁舎

雇用保険 (雇用保険適用事業所設置届 他)

ハローワーク帯広 Tel0155-23-8296
帯広市西5条南5丁目2

社会保険 (社会保険・厚生年金新規適用届)

日本年金機構帯広年金事務所
Tel0155-25-8112
帯広市西1条南1丁目11-1